

議員提案条例  
検証特別委員会  
報告書

令和3年3月

岐阜県議会

## 【目 次】

I	委員会の取組経過	1
II	調査結果	2
1	岐阜県食品安全基本条例	4
2	岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に 関する条例	5
3	岐阜県食育基本条例	6
4	岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例	7
5	岐阜県文化芸術振興基本条例	8
6	岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例	9
7	岐阜県がん対策推進条例	10
8	岐阜県指定金融機関の指定に関する条例	11
9	岐阜県清流の国スポーツ推進条例	12
10	岐阜県花きの振興に関する条例	13
11	岐阜県家庭教育支援条例	14
12	岐阜県中小企業・小規模企業振興条例	15
13	岐阜県障害のある人もない人も共に生きる 清流の国づくり条例	16
14	岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた 意思疎通手段の利用の促進に関する条例	17
15	岐阜県主要農作物種子条例	18
参	考	19

## I 委員会の取組経過

当委員会は、平成27年度の議会活性化改革検討委員会における、「政策提言・立案機能の一層の強化を図るため、議員提案条例の運用状況の確認を行うべきである」旨の中間答申を受け、平成28年度に設置されたものであり、今年度で2度目の設置となった。

平成28年度の当委員会では、当時既存の13の議員提案条例について検証を行い、各条例に調査結果を付したところ、これまでに3つの条例が改正されたほか、新たに2つの議員提案条例が制定・施行され、議員提案による条例数は15となった。

他方、この4年の間にも、県内情勢は大きな変化を続けており、例えば、平成30年9月には、本県の人口は35年ぶりに200万人を割り込み、人口減少はさらに進行を続けているほか、昨年からは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各方面・分野に深刻な打撃と影響が広がっており、県民生活においても生活様式や行動の変容が求められているところである。

このような情勢の中、今年度の調査では、執行機関である県より、各議員提案条例の各条文における制度、施策等の取組状況とその成果、課題等について、書面による提出を受け、さらに重点とした6つの条例については、担当する部局から説明を直接聴取したところである。そのうえで、平成28年度の検証結果を踏まえ、条例の理念の下にその実現に向けた施策が適正に執行されているか、現在の社会情勢等に合致しているか、条例の規定が効率的に機能し、効果を発揮しているかなどの視点から、約1年にわたり調査を行い、議論及び検討を重ねてきた。

当報告書は、各委員からの意見を集約し、当委員会での調査結果として取りまとめたものである。

## Ⅱ 調査結果

### 【総括】

各議員提案条例の運用状況を確認し検証した結果、運用の一部に改善を要する事項等が見受けられたものの、おおむね適正に運用されているものと認められたが、「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」については、今後の国の動向・方針等に整合した変化が求められること等を勘案して、条例の見直しを検討すべきとの結論に至った。なお、施行後3年以内となる「岐阜県手話言語の普及及び障害の特定に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」並びに「岐阜県主要農作物種子条例」については、今後の県の取組による成果を期待しつつ、経過を見定めることとした。

県には、当報告書による調査結果を踏まえ、現在の取組への反映及び課題解決のための新たな施策の実施を求めるとともに、引き続き、各議員提案条例の運用においては、条例の理念の下にその実現に向けて、県民の意識や社会情勢の変化から生じる課題に的確に対応しながら、きめ細かな取組を進めていただきたい。

なお、コロナ禍により、日常生活をはじめ、あらゆる活動に制約が課せられているが、これがために必要な施策が停滞することがあってはならない。今こそ県民の幸せと心豊かな暮らしを一層実現できるよう、万全な対策のもとで必要な取組や活動を推し進めるとともに、「ウイズコロナ」「アフターコロナ」時代を見据えた、弾力的かつ効果的な条例の運用に努めていただくよう併せてお願いする。

### 【結果区分】

運用の改善を求めるとともに、条例の見直しを検討すべき。

<なし>

□ 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。

< 6 条例 >

- 3 岐阜県食育基本条例【重点】
- 5 岐阜県文化芸術振興基本条例
- 9 岐阜県清流の国スポーツ推進条例【重点】
- 10 岐阜県花きの振興に関する条例【重点】
- 11 岐阜県家庭教育支援条例【重点】
- 12 岐阜県中小企業・小規模企業振興条例【重点】

□ 運用の改善の必要はないが、条例の見直しを検討すべき。

< 1 条例 >

- 4 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例【重点】

□ 運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

< 6 条例 >

- 1 岐阜県食品安全基本条例
- 2 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例
- 6 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例
- 7 岐阜県がん対策推進条例
- 8 岐阜県指定金融機関の指定に関する条例
- 13 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

□ 経過を見定めることとする。

< 2 条例 >

- 14 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例
- 15 岐阜県主要農作物種子条例

# 1 岐阜県食品安全基本条例

(平成 16 年 4 月 1 日施行)

## 【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、現在、令和元年（平成 31 年）度から令和 5 年度までの 5 年間を期間とする第 4 期「岐阜県食品安全行動基本計画」に基づいて実施されており、各種講習会の開催や食品関係団体に対する法令遵守に関する助言指導、各種認定制度の普及推進等により、安全な食品の生産促進等が進められている。

前回の検証で指摘を受けた「食品販売業者等の流通に対する監視を徹底すること」については、食品事業者から自主回収着手の報告があった案件では、必要な情報を公開して、関係機関等への情報提供を行うとともに、事業者に対する必要な助言指導を行っているほか、食品衛生監視指導計画を策定して計画的に食品関連施設への監視指導を行っている。また、「県民への食品の安全性に関する情報の開示と知識の普及を一層図ること」については、県民向けに各種広報媒体を活用して必要な情報を提供しているほか、出張講座や小学校において「ジュニア食品安全クイズ大会」を開催する等して、食品の安全性に関する知識の普及に努めている。

課題として、平成 30 年 6 月公布の改正食品衛生法で制度化された食品の安全性を確保するための衛生管理手法である「HACCP」の普及啓発と導入支援、食中毒防止のための重点的、継続的な監視指導、食品に対する安心感をより一層高めるための消費者をはじめとする関係者への情報共有や正しい知識の普及等が報告された。

以上のとおり、運用の改善がされ、適正に運用されている。食品の安全性に対する県民の関心は常に高いことから、引き続き、条例の適正な運用に努めるとともに、課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

## 【検証結果】

運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

## 2 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

(平成 17 年 4 月 1 日施行)

### 【運用の状況と課題等】

実効性の高い計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った県行政を推進することを目的に、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件としている。

現在、議決の対象となっている計画は、県行政の全般に係る政策等の基本的な方向を定める計画のほか、県行政の各分野における政策等の基本的な方向を定める計画となっており、新たに策定される計画が議決の対象となるか否かは、毎年度当初に、会派代表者会議に諮ったうえで、議長が決定している。

この 4 年間で 13 本の計画が対象となり、議決の前段階で骨子の説明を受け、各会派からの意見聴取を実施するなど、岐阜県行政に係る基本的な計画の策定に際して、議会からの意見等が反映されたものとなっており、適正に運用されている。

### 【検証結果】

運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

### 3 岐阜県食育基本条例

(平成 18 年 4 月 1 日施行)

#### 【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、現在、平成 29 年度から令和 4 年度までを期間とする第 3 次「岐阜県食育推進基本計画」に基づいて実施されており、家庭、職場や学校における食育として、食育学習会や企業と協働した食育活動、栄養教諭の計画的な配置や給食での地場産物の活用などに取り組んでいる。

前回の検証で指摘を受けた「高齢者に対する食育を推進すること」については、介護予防従事者を対象とした研修や高齢者を対象にした食育教室を開催し、「生産から消費までを理解するための食農教育の充実をはかること」については、食育推進リーダーによる食農教育の実施や幼児食農教育プログラムの普及活動を推進している。また、「食の大切さは、食べ物（食材）の大切さでもあることから、食品ロスの削減に対する取組を推進すること」については、「ぎふ食べきり運動」の普及・啓発、フードバンク活動の P R 等が押し進められている。

新たな課題として、朝食欠食者に関する継続的な取組の推進、食品ロス削減の更なる推進、地産地消の促進が報告された。

人口減少が進み、高齢化率が上がる中、食育の推進は、子どもから大人まであらゆる世代で重視されており、継続的かつ効果的な食育への取組は、きわめて重要である。また、世界的な潮流となっている S D G s の観点を取り入れた食育に関する取組の推進を図っていく必要がある、国の動向等を注視・把握するなどして、運用の改善を進めていく必要がある。

#### 【検証結果】

- 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。
  - 1 目標値の設定が現状に副っているか等を再検討し、見直しが必要な数値があれば、再設定を行うこと
  - 2 創意工夫を凝らした効果的な食育の P R に努め、更なる理解と促進をはかること
  - 3 S D G s の観点を取り入れた持続可能な食育を推進すること

## 4 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例 (平成 20 年 7 月 15 日施行)

### 【運用の状況と課題等】

当条例に基づく事業者による森林づくりについて、「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり活動における基本的な指針」に、「企業との協働による森林づくり」と定義し、植栽や間伐などの森林整備活動、森林を利用した地域との交流活動等を推進している。

現在までに、「企業との協働による森林づくり」に関する協定については、前回検証時から 5 事業者増となる 25 の事業者と締結しているが、そのうち条例に定める「森林整備計画」を作成しているのは 3 事業者であり、現在も継続している事業者は 1 事業者のみとなっている。

森林整備計画を作成しない事業者が多い理由として、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用など森林整備以外の方法で温室効果ガス削減目標が達成できること、企業の森の活動が、森林整備活動より社員研修や森林環境教育に重きが置かれている一面があること、活動面積も小さく大きな吸収量が期待できないこと等が原因として考えられることがあげられた。

一方、この分野に関しては、SDGs の推進に伴う取組が展開されていることに加え、昨年 10 月に発足した菅内閣は、グリーン社会の実現に言及している。その中で、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」「脱炭素社会の実現」を目指す旨の方針が示され、その実現に向けては、革新的なイノベーションの推進や規制改革などの政策動員によるグリーン投資の更なる普及等を加速度的に促進することにも触れていることから、当条例の果たす役割は今後益々重要となっていくことが想定される。

### 【検証結果】

- 運用の改善の必要はないが、条例の見直しを検討するべき。
  - 1 今後の国の動向や他の法令、施策等との整合性等を注視・把握して、新たな目標や制度等に迅速・的確に順応できるよう、条例の見直しを適宜検討すること。

## 5 岐阜県文化芸術振興基本条例

(平成 20 年 7 月 15 日施行)

### 【運用の状況と課題等】

平成 29 年 4 月から知事部局に県民文化局が設置され、その後、平成 31 年 4 月には文化財保護に関する事務を、また令和 2 年 1 月からは公立社会教育施設に関する事務が知事部局へ移管されるなど、文化行政を一元的かつ一貫して推進できる体制が構築されている。

条例に基づく施策として、広く県民が文化芸術活動を行う機会の充実を図るため、「清流の国ぎふ芸術祭」を展開しているほか、優れた文化芸術の鑑賞等の機会を充実させるため、岐阜県文芸祭の開催や一流アーティストによる特別公演や企画展などを開催している。そのほか、文化芸術活動を支える人材育成のほか、本県が誇る伝統文化である地歌舞伎公演や各種文化財に関する支援や補助等も進めている。

課題として、県有文化施設の老朽化、文化芸術活動の担い手の育成、過疎化・少子化を見据えた伝統文化の継承、後継者育成への支援継続が報告された。

文化芸術活動は、心豊かな県民生活と活力にあふれた地域社会の実現に必要不可欠なものであり、コロナ禍においてもその活動を絶やすことがないよう、効果的かつ継続的な支援を推進する必要がある。

### 【検証結果】

- 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。
  - 1 コロナ禍により自粛を余儀なくされている文化芸術活動に対する積極的な支援と「新たな日常」や「ウィズコロナ」「アフターコロナ」時代を見据えた効果的な取組を推進すること。

## 6 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(令和元年 7 月 1 日改正)

### 【運用の状況と課題等】

当条例は、平成 22 年の条例制定から 9 年が経過し、「生涯にわたる歯科口腔保健の充実」や、「災害時における歯科保健活動の確保」などといった様々な課題に対応するため、令和元年 7 月 1 日に現行の条例が施行されるに至っている。

当条例に基づく施策は、現在平成 30 年度から令和 5 年度までを期間とする第 3 期「岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」に基づいて実施されており、幼児期及び学齢期におけるむし歯予防のためのフッ化物洗口の普及、成人期における歯周病予防のための歯科受診の啓発、巡回歯科健診車などによる障がい児（者）施設等への歯科保健サービスやイベント開催による 8 0 2 0 運動の推進などに取り組んでいる。

前回の検証で指摘を受けた「要介護者をはじめとした高齢者の口腔ケアを推進すること」については、要介護高齢者等の口腔機能の低下に対応できるよう、歯科医師・歯科衛生士の人材育成研修を実施するとともに、介護・福祉関係者等を対象とした各種研修会を開催する等により、歯科保健サービスの充実に取り組んでいる。

課題として、歯・口腔の健康づくりに関する市町村における格差の解消、保険者等と連携した歯科健診・保健指導の機会の確保、障がい児や要介護高齢者等歯科受診困難者に対する更なる歯科診療提供体制の充実などが報告された。

引き続き、条例の適正な運用に努めるとともに、課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

### 【検証結果】

運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

## 7 岐阜県がん対策推進条例

(平成 22 年 9 月 1 日施行)

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

### 【運用の状況と課題等】

前回検証時、当条例については、平成 28 年 12 月のがん対策基本法の改正動向やがんに関する最新の情報を踏まえて、条例の見直しを検討すべきこととされていたところ、改正法の内容等を鑑みて、本条例にも「がん患者である従業員の雇用の継続を事業者の役割とする」旨を明記する等の必要な改正を行い、平成 30 年 4 月 1 日に現行の条例が施行されるに至った。

現在推進されている当条例に基づく施策は、平成 30 年度から令和 5 年度までを期間とする第 3 次「岐阜県がん対策推進計画」に基づいて実施されており、がん検診受診率向上のためのイベント等における啓発、がん患者への支援のための「がん相談支援センター」等の開設、「ぎふがんねっと」等による情報提供のほか、がん医療の充実のため、がん診療連携拠点病院への財政的支援や緩和ケアの体制整備などに取り組んでいる。

課題として、がん検診受診率の向上、がんの在宅医療と緩和ケア体制の構築、就労支援体制の充実、緩和ケアに関する専門的知識を有する医師等の育成と体制の充実などが報告された。

引き続き、条例の適正な運用に努めるとともに、課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

### 【検証結果】

運用の改善及び条例の見直しは必要ない。

## 8 岐阜県指定金融機関の指定に関する条例

(平成 24 年 3 月 27 日施行)

### 【運用の状況と課題等】

当条例により、平成 31 年第 1 回定例会における議決にて、現在令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間の指定金融機関として、(株)大垣共立銀行を指定している。

指定金融機関の検査結果については、毎年議会に報告されており、適正に運用されている。

### 【検証結果】

運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

## 9 岐阜県清流の国スポーツ推進条例

(平成 25 年 3 月 26 日施行)

### 【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、前回検証時と同じく、平成 27 年度から令和 3 年度までを期間とする「岐阜県清流の国ぎふスポーツ推進計画」に基づいて実施されており、トップアスリートの輩出を目指した競技力向上や、地域におけるスポーツ活動の推進、障がい者スポーツの裾野拡大と選手強化、合宿や大規模スポーツイベント誘致による地域活性化などに取り組んでいる。

前回の検証で指摘された「教員個人の対応のみによることなく、学校と地域が連携してスポーツ活動を推進する体制を整備すること」については、専門的技量を有する社会人指導者の県立高等学校等への派遣や総合型地域スポーツクラブと中学校部活動との連携等を推し進めている。また、「スポーツ選手及び指導者が地域で定期的な指導ができる環境を整備すること」については、県内の優秀な選手・指導者によるジュニア選手等への指導や出前授業の実施、スポーツリーダーバンクの活用推進に取り組んでいる。

課題として、より多くの県民がスポーツ活動へ参加するための積極的な広報や、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上のための取組、国体総合成績の目標順位に向けた効果的な競技力強化支援を行うことが報告された。

今後は、県全体のスポーツ活動の底上げをはかるひとつの取組として、優秀な指導者や、地域のスポーツを根底で支える活動に従事する者を養成・確保し、活躍できる環境を整備して提供することが肝要である。また、コロナ禍においても感染症からスポーツを行う者の安全を確保し、県民の心身の健康保持・増進を一層はかるため、「ウイズコロナ」「アフターコロナ」時代におけるスポーツ活動のあり方を見据えた取組を推し進めていく必要がある。

### 【検証結果】

□ 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。

- 1 スポーツ人口の拡大と競技水準の向上をはかるとともに、選手の県外流出を防ぐため、優秀な指導者の養成・確保や競技団体等への必要な支援に努めること
- 2 優秀な選手及び指導者が地域で定期的に指導できるよう、引き続き、環境の整備を進めること
- 3 スポーツを支える地道な活動に従事する者に対する積極的な顕彰を行うこと

## 10 岐阜県花きの振興に関する条例

(平成 26 年 10 月 15 日施行)

### 【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、前回検証時と同じく、平成 28 年度から令和 2 年度までを期間とする「清流の国ぎふ花き振興計画」に基づいて実施されており、県民の花きの効用に関する理解を深めることや花きの文化振興を図るため、商業施設等におけるイベントや花育体験教室、8 月 7 日を「花きの日」としたフェアの開催、社会福祉施設、医療機関等での園芸福祉、小中学校等での花壇づくりのほか、県内花き生産者の栽培技術の向上を図るための品評会、県産花きを市場へ売り込むための商談会を開催等している。

現状として、振興計画で設定されている花き生産額が 80 億円であるところ、実績は 65 億円と乖離しているが、生産者あたりの生産額は 1 千 5 百万円以上を維持しており、生産者ごとの収益は確保されている等が報告された。

また、課題として、園芸福祉サポーターの人材確保と育成、地域における花育の推進、新たな需要の開拓等が報告された。

市場規模の縮小が懸念される中、新たなニーズを捉えるなどして、多角的に需要の拡大を探る必要があるほか、生産者の声に真摯に耳を傾けるなどして、県で花き文化が育成されるよう地道な取組を継続していくことが重要である。

### 【検証結果】

- 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。
  - 1 新たなニーズを捉えた需要の拡大に努めるとともに、生産者の声を聞き、意欲向上に資する必要な支援や援助を押し進めること
  - 2 県民の花きへの関心を高め、花を飾る文化の定着に取り組むこと

## 11 岐阜県家庭教育支援条例

(平成 26 年 12 月 22 日施行)

### 【運用の状況と課題等】

当条例に基づいては、家庭教育を支援する体制として、県庁内の関係課を集めた岐阜県家庭教育庁内連絡会議、家庭教育関係者の代表で構成する岐阜県家庭教育推進委員会、各地区ごとに取組の普及・啓発を行う地区家庭教育推進会議が設置され、市町村や保護者、学校、事業者等の意見を聴取するなど、各種施策の策定や取組が進められている。

また、市町村に対する支援として、地域の実情に長け、相談・支援ができる人物を家庭教育支援員として配置して、家庭教育に困難を抱える家庭等、家庭状況の多様性に配慮したきめ細かな家庭教育支援を推進しているほか、家庭教育を実践する日の具体的な取組として「話そう！語ろう！わが家の約束」運動、家庭教育学級リーダー研修会の開催等に取り組んでいる。

課題として、共働きなどの理由により家庭教育学級に参加できない家庭に対する支援の推進、乳幼児期の家庭教育支援に関わる人材の養成の更なる促進の必要性が報告された。

少子化・核家族化の進行、共働き・ひとり親世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化などにより、家庭教育に対する支援はますます重要になってきている。今後は、より多くの家庭に、条例の理念を更に浸透させ、各取組に参加してもらえるよう、市町村や関係機関との間で家庭教育の普及・促進や支援について、連携を重ねていくことが重要である。

### 【検証結果】

- 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。
  - 1 「家庭の日」の認知度向上と気運醸成のための普及・啓発活動を推進すること
  - 2 家庭教育学級への不参加家庭に対する取組を推進すること
  - 3 市町村の取組の把握と情報共有により、市町村への支援の充実に努めること

## 12 岐阜県中小企業・小規模企業振興条例

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

### 【運用の状況と課題等】

県ではこれまで、県内経済界などとの意見交換会を踏まえた「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、平成 29 年 3 月には「岐阜県成長・雇用戦略 2017」に改定して、産業人材確保対策、岐阜県第 4 次産業革命の推進、海外展開・販路拡大支援等、8 つの重要プロジェクトを推進している。また、本条例の制定を受け、商工会・商工会議所等による中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化、若者の流出防止、地元定着を目指した産学金官連携による人材育成・定着プロジェクトの推進等に取り組んでいる。

課題として、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した経済の再生や新たな日常・社会の変容への対応、コロナ禍における県内企業の雇用維持と離職者の早期再就職に向けた対応が報告された。

新型コロナウイルス感染症の拡大が経済産業分野に及ぼしている影響は大きく、とりわけ経営基盤の弱い小規模事業者が受けている打撃の大きさは計り知れないことから、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、本条例が果たす役割は極めて大きい。

今後、時事情勢に応じた県内中小企業・小規模事業者に対する一層の振興策を推し進めることが重要である。

### 【検証結果】

- 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。
  - 1 中小企業・小規模事業者の事業継続や新たな事業転換、新分野展開等の促進に向けた産学金官の連携や施策の充実をはかること
  - 2 中小企業・小規模事業者のSDGsへの理解やその達成に向けた取組を支援し、SDGsを活用した企業成長を後押しすること
  - 3 中小企業・小規模事業者が得られる情報や支援に地域格差が生じないように、市町村や商工会・商工会議所と一層の連携強化をはかること

## 13 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

### 【運用の状況と課題等】

平成 28 年 4 月の施行以降、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく計画として「岐阜県障がい者総合支援プラン」を策定し、障がいを理由とした差別の解消など総合的な障がい福祉施策の推進に取り組んでおり、各種啓発やイベントの開催、市町村や障がい者関係団体と連携した各種啓発活動やイベント・レクリエーションを開催して、障がいのある人と障がいのない人との相互理解を促進している。また、平成 30 年 4 月 1 日には、「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」が制定されるにあたり、重複する内容を削除、整理など、必要な改正を行っている。

課題として、障害者差別解消法の県民への理解周知、啓発活動の推進が報告された。

今後は、各意見を踏まえた取組を推進するとともに、令和 3 年度に改定予定の同プランに反映させ、共生社会の実現に向けた取組を一層推進していくこととしており、引き続き、条例の適正な運用及び課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

### 【検証結果】

- 運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

## 14 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

(平成30年4月1日施行)

### 【運用の状況と課題等】

障がいを理由とした差別の解消など総合的な障がい福祉施策の推進については、「岐阜県障がい者総合支援プラン」を策定して取り組んでいるところ、平成30年4月に本条例が施行され、意思疎通手段に関する総合的かつ計画的な施策が推し進められている。同年7月には、学識経験者、障がい者団体、企業関係者などの幅広い層からなる「手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する推進会議」を設置して、各委員から意見を伺うなど、手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に取り組んでいる。そのほか、障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベント「コミュニケーションの世界へようこそ」の開催、事業者等からの要請に基づき、聴覚障がいや手話等に関する理解・啓発を行う出前講座の実施、ユニバーサルデザインの導入や手話通訳者等意思疎通支援者の支援・派遣体制の整備等を進めている。

なお、当条例は、施行後3年を経過していないことから、引き続き、運用を見定める必要がある。

### 【検証結果】

- 経過を見定めることとする。

## 15 岐阜県主要農作物種子条例

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

### 【運用の状況と課題等】

当条例は、平成 30 年 4 月 1 日に「主要農作物種子法」が廃止されたことを受け、法廃止以前と同様に優良な種子の安定供給等を行うとともに、長年培ってきた地域の財産である主要農作物の種子を守り、次代へ引き継いでいくための施策を推進等するため、約 1 年の検討期間を経て、議員発案により制定された条例である。

当条例に基づく施策としては、これまで、岐阜県種子生産体制強化対策協議会を設置して、種子生産技術・品質向上に係る指導体制の強化に取り組んでいる。また、岐阜県主要農作物奨励品種決定協議会を設置して、必要な試験や調査を行い、奨励品種の採用・廃止等について協議を続けている。そのほか、原原種の生産、関係団体・関係者に対する必要な指導、県民の理解を促進するための啓発活動等を進めている。

課題として、種子を生産する専用機器の機能向上、不測の事態に備えた備蓄保管等の体制整備、生産組織の強化と作業効率の向上等が報告された。

なお、当条例は、施行後 2 年を経過していないことから、引き続き、運用を見定める必要がある。

### 【検証結果】

- 経過を見定めることとする。

## 参 考

### 【委員会の開催】

◆令和2年度

開催時期		主な調査事項
第1回	5月8日	○正・副委員長の互選 ○検証の進め方について
第2回	7月7日	○議員提案条例の検証について ・岐阜県清流の国スポーツ推進条例 ・岐阜県花きの振興に関する条例
第3回	10月6日	○議員提案条例の検証について ・岐阜県食育基本条例 ・岐阜県中小企業・小規模企業振興条例
第4回	12月15日	○議員提案条例の検証について ・岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例 ・岐阜県家庭教育支援条例
第5回	3月4日	○調査報告について

※ 上記以外の条例については、各条文に基づく施策等について書面による報告を求め、検証を行った。

## 【議員提案条例検証特別委員会】

委員長 藤 墳 守

副委員長 山 本 勝 敏

委 員

猫 田 孝 岩 井 豊太郎 玉 田 和 浩

尾 藤 義 昭 伊 藤 正 博 渡 辺 嘉 山

小 川 恒 雄 松 村 多美夫 村 下 貴 夫

佐 藤 武 彦 平 岩 正 光 川 上 哲 也

野 島 征 夫 水 野 正 敏 松 岡 正 人

田 中 勝 士 野 村 美 穂 高 木 貴 行

加 藤 大 博 林 幸 広 水 野 吉 近

国 枝 慎太郎 長 屋 光 征 布 俣 正 也

広 瀬 修 若 井 敦 子 伊 藤 英 生

澄 川 寿 之 中 川 裕 子 恩 田 佳 幸

山 内 房 壽 安 井 忠 森 治 久

藤 本 恵 司 今 井 政 嘉 所 竜 也

平 野 恭 子 平 野 祐 也 小 川 祐 輝

森 益 基